

## 中小企業の国内出願に対する助成制度(都内自治体等実施分) 1/2

自治体	事業名	対象者※	対象出願	対象経費	助成率	上限金額	お問合せ先
港区	産業財産権取得支援事業補助金	域内 中小企業	特許 実用新案 意匠 商標	・出願料、審査請求料、登録料、産業財産権取得に関して弁理士等に支払う費用等	対象経費の 2分の1 (以内)	25万円(特許) 15万円(特許以外)	産業振興課 産業振興係 経営相談担当 TEL:03-3578-2560・2561
台東区	知的所有権取得支援事業			・特許等の出願料、初期登録にかかわる商標登録等の登録料、初回3年分の特許料、特許の審査請求料、弁理士に対する謝金		10万円(特許) 5万円(特許以外)	(公財)台東区産業振興事業団 台東区中小企業振興センター TEL:03-5829-4124
墨田区	知的財産権取得補助金			・出願料、出願審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、出願及び取得にともなう弁護士・弁理士に対する報酬		20万円	産業観光部 経営支援課 融資担当 TEL:03-5608-6183
千代田区	産業財産権取得支援事業			・出願料、出願審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、図面作成費、取得に伴う弁護士、弁理士に対する報酬、その他関連経費		20万円	商工観光課 商工融資係 TEL:03-5211-4344
江東区	知的財産権取得費補助			・出願料、出願審査請求料、特許料、出願に伴う弁理士手数料		30万円(特許) 10万円(特許以外)	地域振興部 経済課産業振興係 TEL:03-3647-2332
品川区	知的財産権取得助成		特許 実用新案 意匠 商標	・弁理士費用、特許庁費用(出願料、審査請求料、審判請求料、特許料、登録料)	対象経費の 3分の2	20万円	商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL:03-5498-6340
北区	知的所有権活用支援事業		特許 実用新案 意匠 商標	・弁理士費用、出願料、登録料、特許料、審査請求料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用	対象経費の 2分の1	10万円	地域振興部 産業振興課商工係 TEL:03-5390-1235
荒川区	産業財産権取得助成			・出願料、登録料、特許料、審査請求料、弁理士費用		15万円	産業経済部 経営支援課 経営支援係 TEL:03-3802-3111(内:459)
板橋区	知的財産権取得支援			・審査請求料、登録料、弁理士費用、その他製品及び技術の保護に直接関連があると認められる経費等		対象経費の 3分の1	20万円

※この他にも、各自治体では要件を詳細に規定しています。また、制度の改廃等が行われている場合がありますので、ご利用の際は各窓口までお問い合わせください。  
 ※交付決定に当たっては、各自治体で審査があります。

裏面も  
ご覧ください

## 中小企業の国内出願に対する助成制度(都内自治体等実施分) 2/2

自治体等	事業名	対象者※	対象出願	対象経費	助成率	上限金額	お問合せ先	
足立区	知的財産権 認証取得 助成金	域内 中小企業	特許 実用新案 意匠 商標	・出願料 ・登録料 ・審査請求料又は技術評価請求手数料 ・弁理士等費用 ・製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用	対象経費の 2分の1	30万円	産業振興課ものづくり振興係 TEL:03-3880-5869	
葛飾区	知的所有権 取得補助			・出願のため、弁理士に支払う手数料 ・出願料及び出願審査請求に要する経費		10万円	商工振興課 工業振興係 TEL:03-3838-5587	
江戸川区	知的財産権の 出願にかかる助成金		特許 実用新案 意匠	・出願料 ・審査請求料 ・弁理士費用		20万円	産業振興課 計画係 TEL:03-5662-0525	
世田谷区	知的財産権 取得支援		特許 実用新案 意匠 商標	・出願料 ・登録料 ・その他手数料や弁理士費用(区長が認めるもの)		20万円	経済産業部 産業連携交流推進課 TEL: 03-3411-6653	
立川市	立川産品販路拡大 支援事業		意匠 商標	知的財産権の取得に係る費用		30万円	産業文化スポーツ部 産業観光課 商工振興係 TEL: 042-528-4317	
三鷹市	工業振興事業補助金		要問合せ	・特許など工業所有権取得申請に係る補助対象事業		査定事業費 の2分の1 (以内)	10万円	三鷹商工会 TEL: 0422-49-3111
府中市	特許取得事業補助金			・特許取得に要する経費		査定事業費 の2分の1 以内	10万円	府中市工業技術情報センター TEL:042-335-4474
町田市	産業財産権取得支援		特許 実用新案 意匠 商標	・特許、実用新案、意匠、商標の出願に際し、特許庁へ支払う印紙代、弁理士手数料		対象経費 の2分の1	10万円 (特許・実案・意匠) 5万円 (商標)	経済観光部 産業政策課 TEL:042-724-3296
青梅市	特許取得助成	製造業のみ	特許 実用新案 意匠 商標	・専門家謝金、申請費用、委託費	対象経費の 3分の2 以内	50万円	経済スポーツ部 商工観光課 TEL:0428-22-1111(代表)	

※この他にも、各自治体では要件を詳細に規定しています。また、制度の改廃等が行われている場合がありますので、ご利用の際は各窓口までお問い合わせください。

※交付決定に当たっては、各自治体で審査があります。

表面も  
ご覧ください

